

災害時における臨時災害放送局開設に関する協定書

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、兵庫県知事（以下「甲」という。）と株式会社エヌエイチケイアイテック（以下「乙」という。）が行う次の条項による臨時災害放送局開設等の手続等について定めるものとする。

(目的)

第2条 この協定は、兵庫県内における災害発生時において臨時のFM放送局を迅速かつ適切に開設・運用し、正確な情報を伝達することによる、県民の保護を目的とする。

(社会的使命)

第3条 乙は、日本放送協会の関連会社であり、社会的使命として目的達成のため、関係省庁の指導のもと、全力を挙げるものとする。

(災害)

第4条 災害とは、大規模な天災、事件または事故、テロや外部からの武力攻撃等の事態、新型インフルエンザ等の重篤な感染症、その他緊急の事態により県民の生命、身体及び財産等に被害をおよぼすもので、県民に広く正確な情報を伝達することに困難が想定される事態をいう。

(協力の要請)

第5条 甲は、災害に際し、市町長から臨時災害放送局の設置要請があった場合、乙に対して協力を求めることができる。

2 市町長が乙に協力を求める場合は、やむを得ぬ場合を除き、甲を通じて行うものとする。

3 甲が乙に協力を要請する場合は別紙文書により依頼する。ただし、文書をもって依頼する暇がないときは口頭で連絡し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

(連絡責任者)

第6条 開設要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を確実、円滑に行うため甲にあっては情報企画課長、乙にあっては総務部長を連絡責任者とする。

(開設着手)

第7条 乙は、甲の開設要請を受けたときは、法令を遵守して速やかに開設に向けて着手する。

2 開設着手事項は、次のとおりとする。

(1) 乙は甲が指定する市町長を免許人として監督官庁に無線免許申請手続を行う。

(2) 乙は市町長が指定する場所に臨時災害放送局を開設するための技術支援を行う。

3 臨時災害放送局の運用体制については、知事を通じて市町長と乙とで別途協議を行う。

(開設等に要する経費)

第8条 第7条2項に記載される開設に伴う技術支援に要する経費は、乙の負担とする。

ただし、開設に伴い発生する諸官庁への申請書類に貼付する印紙代および、開設後の運用に要する経費については、要請のあった市町の負担とする。

(免責事項)

第9条 乙は、甲または市町長から要請を受けた事項に関し、技術的・事務的助言を行うこととする。また以下の理由により本協定を履行できない場合は乙の責としない。

- (1) 災害の発生が広域に渡り、乙の機能に障害が発生する恐れがある場合。
- (2) 監督官庁や行政機関との協議及び法令の規定等により、設置が困難となった場合。
- (3) その他、不測の事態により乙の対応が困難になった場合。

(疑義の決定)

第10条 本協定に関し疑義のあるときは、甲と乙の両者協議のうえ定めるものとする。

(協定の適用)

第11条 この協定は、平成25年3月27日から適用する。この協定の効力は協定締結日から1ヶ年とする。ただし、協定期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から異議申し立てがない場合には、協定を毎年更新するものとする。

2 甲又は乙の連絡体制、連絡先および担当者の変更があった場合は、速やかに相手側に対して書面または口頭で報告をしなければならない。

なお、この協定の証として、本2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年3月27日

甲 兵庫県知事 井戸 敏三

乙 株式会社 エヌエイチケイアイテック
関西支社長 高柳 繁

別紙様式（第5条関係）

臨時災害放送局開設支援要請書

第 号
年 月 日

株式会社エヌエイチケイアイテック
関西支社長 様

兵 庫 県 知 事

「災害時における臨時災害放送局開設に関する協定書」に基づき、次のとおり協力を要請します。

- 1 免許人予定者（設置希望市町）
- 2 放送希望地域・設置場所
- 3 放送開始希望日時
- 4 市町担当者連絡先
- 5 その他参考となる事項